

中国商標制度の改変の動向(2024~2025年)

中国では、2024年から2025年にかけて商標制度に関する重要な改訂や運用改善の動きが相次いでいる。証拠要件の強化や審査の迅速化、新制度の導入に加え、商標法改正の議論も進められており、実務に与える影響は大きい。本稿では、これまでに見られた主な変化について、その内容とポイントを簡潔に紹介する。

Sun East知的財産事務所 所長・弁理士 森 智香子

隆安法律事務所 シニアパートナー・中国弁護士・中国弁理士 権 鮮枝

隆安法律事務所 中国弁護士 魏 健

1. 統計～出願件数の減少と登録件数の増加

下表は2023年および2024年の中国商標の主要統計データをまとめたものである。2024年は、2023年と比べて出願件数がやや減少した一方で、登録件数は約40万件増加している。

また、異議申立ては約7000件増加し、無効審判や審決取消訴訟の件数はほぼ横ばいであった。背景として、悪意の商標出願（第三者が先に商標を出願する行為）に対する商標局の姿勢が厳格化し、異議申立ての認容率が向上したことが、件数の増加につながったと考えられる。

表 中国商標の主要統計（2023～2024年の件数）

種別 年	出願	登録	拒絶不服審判	異議申立て
2023	7,188,336	4,382,714	約31.3万	115,051
2024	6,970,559	4,780,731	約32.5万	121,938
種別 年	無効審判	審決取消訴訟 (第一審)	民事訴訟 (第一審)	
2023	約7.1万	18,558	131,429	
2024	約6.9万	19,130	124,945	

国家知識産権局「中国知的財産権保護状況白書」「年次報告書」、最高人民法院「中国法院知的財産権司法保護状況」のデータに基づき作成。

2. 不使用取消申請の運用改善・証拠要件の強化

登録商標の取り消しについては、商標法49条2項、商標法実施条例66条1項の規定により、登録商標が正当な理由なく継続して3年間使用されなかった場合、いかなる組織または

個人も商標局に対して当該登録商標の取り消しを申請することができる。ただし、その申請に際しては以下のとおり、不使用の事実等に関する状況の説明が必要となっている。

3年の不使用を理由とする登録商標の取消申請（以下、「3年不使用による取消申請」）について、従来の実務では、申請者が比較的簡単な申請書を提出するだけで受理されていた。しかし、2025年に入ると、商標局は申請に対して補正通知書を発し、対象商標が使用されていないことを示す証拠の提出を求めるようになった。

登録商標が使用されていない証拠には、商標権者の基本情報（法人登記、経営範囲、商標登録状況など）、3つ以上のプラットフォームにおける検索結果の連続する5ページのスクリーンショット、現地調査の結果などが含まれる。現地調査とは、生産・経営の現場に赴き、当該商標が実際に使用されているか否かを確認するものである。これらは、商標の不使用を裏付けるための代表的な資料とされる。

2025年3月以降は上記の証拠に加え、申請者の押印または署名のある誓約書を提出して、対象商標が使用されていない状況の説明および証拠資料が真実であり、正確かつ完全なものであることを保証することとなった。さらに同年4月から、誓約書には「真の取消申請者を隠していない」（名義貸しではない）という内容が追加され、取消申請案件に関する新規商標出願、拒絶査定不服審査請求などに係る資料の提出が要求される（現在は単独の「宣誓書」を提出する制度は廃止。申請書内の宣誓欄により対応する）。

このような実務上の急激な変化について、当局は悪意による取消申請への対策だと説明している。すなわち、登録商標が使用されていることを知りながら、あえて取り消しを申請する行為、同一の商標に対して繰り返し取り消しを申請する

行為、長期にわたり多数の登録商標に対し大量に取り消しを申請する行為など、悪意による取消申請が多発しており、休眠商標の整理といった制度主旨から乖離した申請も行われていた。そこで、取消申請のハードルを上げるために、商標局は前記のような措置を講じるに至った。

2025年5月26日、商標局公式サイトにおいて、正当な理由を欠く3年不使用による取消申請に関するガイドラインの改定内容が公開され、取消申請者の証拠提出の義務、および基礎的な証拠の範囲や調査方法が明確化された。

ガイドラインによると、申請者はインターネットにおける検索の結果、市場調査報告書など、対象商標の不使用に関する基礎的な証拠を提出しなければならない。関連調査は専門的な検索プラットフォームに限らないが、基礎的な証拠には、商標権者の経営または業務範囲、存続状態などの情報、対象商標の市場調査状況、商標権者の公式ウェブサイト、WeChat（中国のSNS）アカウント、電子商取引プラットフォーム、実店舗や生産拠点などに対するインターネット検索、市場調査、実地調査などの証拠資料を含む。

上記ガイドラインの内容を踏まえ、2025年7月21日、商標局は3年不使用による取消申請書の改訂版を公開するとともに、その説明において、取消申請者が示すべき証拠の内容を明確にした。さらに、宣誓欄が設けられ、申請者、代理人、代理組織（代理事務所）の3者は、基礎的な調査により対象商標の使用を見つけていないことや提出した証拠資料が真実であり、正確かつ完全であることを宣誓することになる。

最近の実務では、取消申請者の提出証拠から、明らかに対象商標の使用が確認できるとして、取消申請が受理されなかった例もある。

3. 「商標登録出願早期審査弁法」の導入

2025年7月7日に「商標登録出願早期審査弁法」が公布され、商標出願について、要件を満たせば、20営業日以内に審査が完了できる制度を設けた。

商標出願の早期審査は2022年1月に制度の試行が始まったが、3年間が経過し、近年のニーズに対応するため、試行制度が改正され、新しい弁法を実施することになった。今回の改正内容は、主に早期審査の適用範囲の拡大である。

①国または省レベルの重大なプロジェクトやイベント、重

大な自然災害・公衆衛生事件等に加え、国家発展に係る戦略的新興産業・未来産業、重要文化遺産、省政府が推進する近代的産業システムの構築、「新たな質の生産力」の発展を巡る産業チェーンに関する商標出願も、適用対象に加えられた。

なお、「新たな質の生産力」とは、イノベーションを原動力とした高品質を重視する先進的な新しい生産力を指す。

②対象商標の種類は「文字のみで構成するもの」から「文字、図形、アルファベット、数字またはこれらの要素の結合」に拡大した。

③指定商品・役務の範囲は「類似商品およびサービス区分表」に列挙の標準的記載から、国家知識産権局が受理可能なものとして公開している全ての商品・役務へと拡大した。

早期審査の申請にあたっては、申請書に加え、適用要件を満たすことを示す証明資料、国もしくは省レベルの政府機関による推薦意見または省レベル知的財産権管理部門による審査意見を提出しなければならない。

商標出願について、早期審査が許可された場合、20営業日以内に、初歩的査定、拒絶または部分拒絶の決定が下される。

4. 商標法改正の議論

2023年1月13日、国家知識産権局は商標法改正に関するパブリックコメントを募集するために同法改正案を発表した。改正案には、悪意による出願の禁止、商標使用義務の強化、手続きの簡略化を図るために、大幅な制度改正が盛り込まれている。

その後、国家知識産権局は寄せられた意見を踏まえて商標法改正案を作成し、国务院に提出した。現在も関連作業が進行中で、新しい情報は発表されていないが、国务院の立法計画によると、法案審議のため2025年中にも全国人民代表大会常務委員会に上程される予定である。

5. 商標に関する近時の規則・司法解釈

商標に関する近時の規則・司法解釈について、以下に簡潔に紹介する。

・商標行政法執行証拠規定（2024年12月26日公布、2025年1月1日施行）

本規定は、商標法違反事件の調査・処理における証拠収集、

審査および認定に適用される。

中国の領域外で形成された証拠（域外証拠）や香港、マカオ、台湾で形成された証拠については、出所を明記しなければならない。そのうえで、中国が締結もしくは加盟した国際条約に定められた証明手続きを行う必要がある。

また、電子データによって証拠を取得する場合、次の事項を記載した記録を作成しなければならない。

- ① 原本の記憶媒体の名称、保存場所、電源のオン・オフ状態および強制措置の有無
- ② 取得の方法、過程、取得した電子データを保存する記憶媒体の名称
- ③ 取得した電子データの名称、種類、ファイル形式
- ④ 電子データ証拠の完全性の検証値など

・最高人民法院・最高人民検察院「知的財産権侵害刑事案件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈（2025年4月24日公布、2025年4月26日施行）

本司法解釈は計31カ条で構成され、商標権侵害刑事案件に関する規定は、1～8条に設けられている。そのなかで、刑法213条の「同一種類の商品、役務」「同一の商標」「重大な情状」、同法214条の「明らかに知る」「違法所得金額が比較的大きい」「その他重大な情状」、同法215条の「重大な情状」などについて、適用の要件をより明確化した。

また、本司法解釈の22～29条は、知的財産権侵害刑事案件への刑法等の適用に共通する事柄で、共同犯罪、刑罰の加重・減輕、科料の適用、法人犯罪、犯罪に用いる材料・道具の没収・破棄、不法経営額・商品金額・販売額・違法所得額の定義・計算方法、累犯などについて、具体的な適用と認定の基準を設けた。

6. 重要事例の公表

中国では、各機関が例年、知的財産に関する重要事例を公表している。

（1）最高人民法院による重要事例の公表

2025年4月21日に、最高人民法院は「中国法院知識財産権司法保護状況（2024）」および10件の典型事例を発表した。そのなかから商標権侵害および不正競争に関する典型事例を

1件紹介する。

事例紹介

原告は不動産開発の会社で、「仁某」を商号に使用し、その文字商標に係る商標権も取得していた。被告が「仁某」を商号として使用し、不動産開発事業を展開したため、原告は商標権侵害および不正競争を理由として訴訟を起こした。

一審では、原告の訴えを認め、被告に対し、侵害行為の差止め、1340万人民元の損害賠償および影響を除去するための声明の掲載を命じる判決を下した。二審は上訴を棄却し一審判決を維持した。

本件判決において、マンション名のうち顕著性を有する部分の使用は、商標的使用に該当すると判断された。

（2）商標局による重要事例の公表

2025年5月16日、商標局は2024年度の商標異議申立て・審判請求の典型事例として、10件を公表した。実務において注目度が高い4件を下記に紹介する。

事例1：外国の地理的表示の保護

異議申立人：フランス国立原産地名称研究所

被申立人：某貿易（上海）有限公司

「VOLAILLES DES LANDES」はフランスの食肉・家禽製品に関する地理的表示であり、「LANDES」はアヒルやフォアグラの産地として有名である。第70283061号の被異議商標「L'OIE DES LANDES」は上記地理的表示と意味合いが近いため、肉類商品に使用すると公衆を誤認させやすく、また他の商品でも品種や産地を誤認させるおそれがあるとして、商標法10条1項7号および16条1項に基づき登録は認められなかった。

事例2：アプリ名称の保護

異議申立人：某日報社

被申立人：安徽某人才発展集团有限公司

第71667779号商標の出願前、異議申立人のアプリ「観淮」は複数のアプリストアで公開され、高い知名度を有していた。被異議商標は文字構成が上記アプリ名と同一で、指定役務も先使用のサービスと類似し、商標法32条にいう「不正の手段による先取り登録」に該当するとして、登録は認められなかった。

事例3：区分表を超えた商品類似の認定

異議申立人：某陶芸有限公司

被申立人：馮某

第69778265号の被異議商標「晓芳窯」は、第40類の役務である「陶器の焼成」を指定していたが、異議申立人の引用商標「晓芳」「晓芳窯」は、第21類の「急須」や「湯飲み」などに使用され、陶磁器の分野で高い知名度を有していた。両商標の指定商品・役務は、機能や特徴の関連性が高いため、商標法30条に基づき類似と判断され、登録は認められなかった。

事例4：地名を含む商標の登録

出願人：北京某テレビ局

出願番号第74447834号の出願商標「BRTV北京时间」は、長年の使用により高い知名度と影響力を獲得し、出願人との唯一の対応関係が形成されていた。「BRTV」は出願人の英語名の略称であり、「北京时间」との結合により全体として識別力を有する。その結果、「北京」とは区別され、商標法10条2項（地名）や11条1項3号（識別力欠如）には該当せず、登録が認められた。

7.まとめ

近年の中国商標制度は、厳格化と迅速化の両面で進展している。具体的には、3年不使用取消申請における証拠提出義務や誓約書の導入により、申請者の責任が大幅に増した。一方で、早期審査制度の拡充により、迅速な権利取得などの制度整備が進められている。さらに、新たな立法や典型事例の公表を通じて、商標権保護の基準を一層明確化しようとする

動きも見られる。変化が激しく、フォローアップに多大な労力を要する中国商標制度について、その概要を把握する一助として、本稿では主要なポイントを紹介した。

本稿が日本の皆さんにとって、有益な示唆となれば幸いである。

Chikako Mori

早稲田大学非常勤講師。2017年弁理士試験委員。中国で『日本商標法実務』、発明協会から『中国デザイン関連法』を出版。2015年には国際商標協会(INTA)発行の学術ジャーナル「The Trademark Reporter」のシニアエディターに就任、2017年にITベンチャーを立ち上げ、国際的にも活躍している。



Cindy Xianzhi Quan

中国最高裁知財専門家、中国政法大学非常勤講師、JIPA講師、AIPLA GNE共同主席。日本で『中国特許法第3次改正ハンドブック』、中国で『民事行為保全制度研究』など出版。20年以上、日本企業の知財出願・訴訟を数多く手掛け、豊富な中国知財保護経験を有する。



WEI WEI

日本の総合商社勤務中に商標に興味を抱くようになり、日本留学へ。大学で法律を専攻。2005年より中国の特許事務所および法律事務所にて、日本企業の知的財産権案件や企業法務全般に従事。特に商標業務に精通している。日本クライアント向けのセミナー講師の経験豊富。



発明推進協会
Book
Information

知的財産入門 第5版改訂版

中川勝吾著 A5判 全176頁 定価 1430円

知的財産は国の枠組みを超えて様々な形で影響していますが、これを説明するのはなかなか難しいのが実情です。本書は、大学生や社会人をはじめ、これから知的財産を学ぶ方々にも分かりやすいように、図表を多く用いながら知的財産と社会の結び付きを丁寧に説明しています。さらに、知的財産管理技能検定の問題と解答用紙を入れて習熟度合いを確認しながら読み進められるようになっています。

申込先：一般社団法人発明推進協会
知的財産情報サービスグループ 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-1 虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス
TEL: 03-3502-5492 / FAX: 03-5512-7567